

Japan Travel 受注型企画旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義
本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」および同法第12条の5に定める「契約書」の一部となります。

2. 受注型企画旅行契約
(1)この旅行は、Japan Travel（福井県敦賀市新島崎町3-1、福井県知事登録旅行業第3-215号以下「当社」といいます）が、お客様からの依頼によりお客様の目的地および日程、お客様が提供を受けることができる送迎または旅行サービスの内容、並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
(2)旅行契約の内容・条件は、旅行条件書、ご出発前にお送りする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および当社旅行業協会の受注型企画旅行契約約款（以下「当社約款」といいます）等によりします。当社約款は全国旅行業協会のHP（http://www.vanta.or.jp/law/pdf/yakkan_1260701.pdf）からご覧いただけます。
- (3)当社は、お客様が当社に定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けま。

3. 旅行のお申込み
(1)当社が所定の旅行申込書に所定事項を記入し、下記申込金を添えてお申込みいただきます。旅行代金は旅行代金をお支払いいただくときに一部としてお支払いいただきます。
(2)当社は電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、契約はお申込みの時点で成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、お申込みの提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金をお支払いがない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。お申込みがございません。
(ご出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申込みをお断りさせていただきます場合があります)
(3)申込金は「旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。また第3項に定めた旅行契約成立前、お客様がお申込みを撤回したときは、お預りしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金（お1人様）
30万円以上	60,000円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
5万円未満	20,000円以上旅行代金まで

- (4)お申込みの段階で、海難、海害その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社は、お客様の承諾を得てキャンセル待ちとして登録し、予約可能となるよう手配努力をすることがあります。この場合でも当社は申込金をお預りしのごとして申受けます。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの解除のお申出があった場合、または結果として予約ができなかった場合は、当社は申込金を全額払い戻します。

4. 団体・グループ契約

- (1)当社は、団体・グループを構成するお客様の代表として契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
(2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を提出していただきます。
(3)当社は、契約責任者が構成者に対して課金し、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負いません。ただし、当社が契約責任者から、契約責任者が団体・グループに旅行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
(4)当社は、契約責任者から構成者変更のお申出があった場合可能な限り対応しますが、変更によって生じる旅行代金の増加および変更に関する費用は、構成者に帰属するものとします。

5. 申込条件

- (1)お申込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
(2)旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
(3)特定のお客様層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(4)慢性疾患をお持ちの方、現在治療を頓断していらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別に配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお知らせください。当社は特別に合理的な範囲内でこれに同意しますが、医師の健康診断書や提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のための助言、現地者の同行などを条件とさせていただきます。お断り、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
(5)お客様の申込みに基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は、お客様の負担としていただきます。
(6)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったときは、当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかつ一切の費用はお客様の負担となります。
(7)お客様の都合により旅行の行程から脱離される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
(8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または受注型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
(9)日本以外の国ををお持ちのお客様は別途の手配・手配が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申出ください。
(10)お客様が、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(11)お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合には、ご参加をお断りする場合があります。
(12)お客様が、風説を流布し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為、又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(13)その他当社の業務上の都合により、ご参加をお断りする場合があります。

6. 企画書面の交付

- (1)当社は、当社に受注型企画旅行契約のお申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程表、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画書面を記載した書面（以下「企画書面」といいます）を交付します。
(2)当社は前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金を以下「企画料金」といいますの金額を明示することがあります。

7. 契約の成立

- (1)第3項(1)および(2)の電話による旅行契約のお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受理をしたときに成立します。
(2)第3項(2)の郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申込みの場合、旅行契約は、申込金をお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する旨の通知を出したときに成立します。
(3)第3項(4)の場合で、キャンセル待ちの企画旅行契約の場合は、お客様から当該申込の撤回のご連絡がなく、かつ当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。この場合、当社が既に予約になっていたお預り金分は、この時点で正式に受理したものとみなします。
(4)当社は、団体・グループ契約の場合、契約責任者と旅行契約を締結するに際し、申込金のお支払いを受けることなく契約締結の承諾のみにより旅行契約を成立させることがあります。この場合、当社が契約責任者に、申込金の支払いを受けることなく旅行契約を締結する旨を記載した契約書面を交付したときに旅行契約が成立するものとします。
(5)指定の旅行日程および旅行代金の振込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込受領書をもって代りさせていただきます。

8. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は旅行契約成立後、速やかにお客様に、旅行日程表、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は、旅行条件書、申込書控え等により構成されます。
(2)当社はお客様に、集合時間・場所、利用設備・宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。ただし、お申出が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までににお渡しすることがあります。お渡し方法には、郵送、電子メール、

インターネットでのご案内を含みます。また、お渡しまだ、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

9. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日以前にある日以前にお支払いいただきます。また21日以前にあたる日以降にお申込みされた場合は、お申込み時点または旅行開始日の当社が指定する期日までに支払ういただきます。

10. 旅行代金に含まれるもの
(1)旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(燃油サーチャージ等を含みます)また、ファストトラス原、ビジネスクラス等と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通乗車を利用します。
(2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・港と宿泊場所、旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます)
(3)旅行日程に明示した観光料金/バス等料金・ガイド料金・入場料等
(4)旅行日程に明示した宿泊料金およびサービス料金(特別に別途記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)
(5)旅行日程に明示した食事料金(構内食は除外)およびバー・サービス料金
(6)添乗員同行コースの添乗員の同行費用
(7)上記(1)から(6)以外で、企画書面にその旨記載した料金
※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻ししません。

11. 旅行代金に含まれないもの
第10項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
(1)超過手荷物料金(各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)
(2)クリーニング代、電話代、チップ、その他追加料取等個人的経費およびそれに伴う税・サービス料
(3)傷害、疾病に関する医療費
(4)渡航手続保証書費用(航空券印紙代・紙証料金・査証料・予防接種料金・渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等)
(5)日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
(6)手荷物の取扱料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(お1人様20kg以内が原則)となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なります。詳しくは係員にご相談ください。お申込みの手荷物の運送に当該運送機関がない、当社が運送機関に委託を行使できるものとします。
(7)本国内の空港施設使用料、旅行日程中の各国空港税・出国税およびこれに類する諸料
(8)オプションツアー・別途追加の小旅行の料金
(9)その他企画書面に「O」料金をと称するもの
(10)運送機関の誤り付加運賃・料金(燃油サーチャージ)
(11)宿泊機関の誤り付加税
(12)上記(1)から(11)以外で、企画書面にその旨記載した料金

12. お客様が発見または実施する事項

- (1)旅行に要する諸費用の取得および残存有効期限の確認・査証・再入国許可および各種証明書の取得および入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金を受け、別途契約として渡航手続きの一部または全部の代行を行います。この場合、当社にお客様ご自身起因する事由により渡航・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。なお、当社以外の業者が渡航手続を依頼された場合は、渡航手続きの業務にかかわる契約の当事者は当該取扱業者となります。
(2)発着地の衛生状況については、厚生労働省「検査状況情報」ホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)にてご確認ください。
(3)渡航先(国または地域)によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が公表されている場合がありますので、お申込みの際、予約担当者にお問い合わせください。
外務省「外務省海外安全ホームページ」(<http://www.pusanzen.mofa.go.jp/>)、外務省海外安全相談センター-03-5501-8162でもご確認ください。

13. 旅行契約内容の変更

- (1)お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます）を変更するように求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行の求めに応じます。
(2)当社は旅行契約締結後であっても、天災地害、暴動、暴走、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によるいかなるサービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめお伝えした当該事由で当社の関与し得ないものとする理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

14. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。
(1)利用する運送機関の運賃・料金が高値・低値経済効果の発生等により、受注型企画旅行の企画書の交付の際に明示した価格において有効なものとして明示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度大幅に超えて改定されたときは、その改訂差額に旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にあたる日以前にお客様に通知し、旅行代金を減額した場合は、旅行代金を減額し、旅行代金を減額したときに、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
(2)第13項(1)以外の旅行内容が変更され、旅行実施に関する費用が増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（オーバーブック）が発生したことによる増額の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人により、旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合は、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由により当該利用人が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

15. お客様の交替

- (1)お客様は、ご自分の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合お客様は、当社所定の用紙に記入の上、1人あたり1万円の手配料をお支払いいただきます。ただし、当社は、業務上の都合により、お客様の交替をお断りする場合があります。
(2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社が旅行契約の予約手数料を受理したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り上げた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

16. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前
①お客様の解除
お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、運送料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に関する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取扱料」といいます）の金額を、第6項の企画書面において「運送差額」を添付して明示したときは、旅行契約が旅行開始前日受注型企画旅行契約を解除した旅行日程については、次に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払われなければならない運送・宿泊機関取扱料等の合計額以内の金額とします。なお、契約解除のお申出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします。（お取消の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認ください）
②お客様の交替
各種上記の取消料の対象となります。
③お客様が次に定める該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。
ア 第13項(2)に基づき、旅行契約内容が変更されたときは、ただし、その変更が第24項（保証確保）別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
イ 第14項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたときは、
c 天災地害、暴動、暴走、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従って旅行の不可能となっておられ改訂後大きく改訂されたとき、
d 当社がお客様に対し、第3項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までににお渡しできなかったとき、
イ 各種上記の取消料の対象となります。
ウ お客様が次に定める該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。
ア 第13項(2)に基づき、旅行契約内容が変更されたときは、ただし、その変更が第24項（保証確保）別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
イ 第14項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたときは、
c 天災地害、暴動、暴走、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従って旅行の不可能となっておられ改訂後大きく改訂されたとき、
d 当社がお客様に対し、第3項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までににお渡しできなかったとき、
イ 各種上記の取消料の対象となります。

イ 当社は本項「(1)①ア、イ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金で賚れないときは、その差額を受け取ります。

○取消料

区 分	取消料
イ、ロから二までに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する金額
ロ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日前以降～3日前以前	旅行代金の20%
ハ、2日前(前日)～当日の旅行開始前	旅行代金の50%
(注1)	旅行代金の
二、旅行開始後の解除または無連絡不参加	100%

(注1)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。
②当社の解除権
お客様が第9項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項「(1)①ア」に規定する取消料と同額の運送料をお支払いいただきます。
イ 次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することができますが、
a お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき、
b お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき、
c お客様が契約内容に合理的な範囲を超えて負担を求めたとき、
d スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれがあるとき、
e 天災地害、暴動、暴走、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従って旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがあるとき、
f お客様が第5項10号から12号までのいずれかに該当する事が判明した場合は、
ウ 当社は本項「(1)②ア」により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。

(2)旅行開始後

- ①お客様の解除・払い戻し
ア お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
イ お客様のみに帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当社が可能な限り旅行サービスを提供しかつわらぶるの契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかつわらぶる部分に相当する代金をお客様に払い戻しをいたします。ただし、当社の責任に帰すべき事由によらない場合は、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻しをいたします。
②当社の解除・払い戻し
ア 旅行開始後であっても次の項目に該当する場合は、当社はお客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の全部または一部を解除することができますが、
a お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき、
b お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示に反するものと、また、これらの上記にほかに旅行担当者に対する暴行または脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるものと、
c 天災地害、暴動、暴走、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき、
d お客様が第5項10号から12号までのいずれかに該当する事が判明した場合は、
イ 解除の処置をお受けください
本項「(2)②ア」に記載した事由でお客様または当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなくなった旅行サービスの提供に対しては、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、または支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。
この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けたい旅行サービスにかつわらぶる部分の費用から当社が当該旅行サービスを提供していない場合は、これを支払うべき取消料・違約料その他の項目による費用を差し引いて払い戻しをいたします。
ウ 本項「(2)②イ」および「(2)②ア」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担に帰さない事由に帰する必要があると認めさせていただきます。
エ 当社が本項「(2)②ア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来にわたってのみ消滅します。すなわちお客様がご提供を受けたい旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

(3)旅行代金の払い戻しの期間

- 当社は、第14項「旅行代金の額の変更」の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合は、お客様もしくは当社が旅行契約を解除して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の解除より払い戻しを要する場合は、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しを要する場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、払い戻しをいたします。
本項(3)の趣旨は、第20項（当社の責任）または第22項（お客様の責任）で規定することにより、お客様または当社が損害賠償請求を行うことができるものではないものとさせていただきます。
17. 旅管理
当社は、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げるサービスを行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合は、この限りではありません。
(1)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあるとき、お客様に必要措置を講じます。
(2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの提供を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかつわらぶるものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更する場合は、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめよう努めます。
(3)保護措置
当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責任に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払われなければならないものとさせていただきます。
18. 当社の指示
お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、受注型企画旅行参加者として行動していたときは、自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

19. 添乗員

- (1)添乗員の同行する旅行においては添乗員が添乗員が同行しない旅行においては、旅行先における現地地帯、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他がお客様と認められる業務の全部または一部を行います。
(2)お客様が同行しない旅行においては、現地において旅行の手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます）により、お客様の、その者の連絡先を最終日程表に記載いたします。
(3)添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。
(4)添乗員は旅行管理に全力を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めにもお応じ、一定の休憩時間を確保させていただきます。そのため、お客様各々のご理解ご高配をお願い申し上げます。

20. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
(2) 手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に代わって手配をする者(現地手配会社)をいいます。
(3) 当社の責任の範囲は、当社及び上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

- (4) 当社としては、海外旅行保険の加入を強くお勧めします。
(5) お客様が次に明示するような当社または当社の手配代行者の過失と見えない事由により、損害を被られた場合には、当社は本項(1)の責任を負いません。
ア 天災地変、暴乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

- イ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
ロ 官公署の命令、外国の出入境規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止

- 工 自由行動中の事故
ウ 自中傷
カ 盗難・詐欺等の犯罪行為
ク 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
ク 運送・宿泊機関等の事故、火災またはその故意または過失によりお客様が被られた損害事故による障害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等に一切適用されません。
ケ その他、当社の関与と見えない事由

21. 特別補償

- (1) 当社は前項(当社の責任が生じるか否か)を問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に障害を被ったときに、お客様またはその法定相続人に死亡・補償金、後遺障害補償金、入院費金および通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規定第18条2項に定める品目については損害補償いたしません。
※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等には一切適用されません。

- (2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の原因による企画旅行に参加されない場合で、自由行動中のスライディング、ハングライダー・パラソル、超軽量動力機(モーターグライダー)、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
(3) 当社が前項(当社の責任を負うこと)になったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充当します。

- (4) 当社が求めに応じてお客様が本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがあります。この場合当該旅行の旅行は手配代行者の契約に基づくとともに、本特別補償金の適用はありません。
(5) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重なる場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

22. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社がお客様から損害の賠償を求めます。
(2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3) お客様は、旅行開始後において契約書記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申出なければなりません。

23. オプションツアーまたは情報提供

- (1) 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が企画・実施するオプションツアーの第21項(特別補償)の適用については、主たる受注型企画旅行契約の一部として取り扱います。当社実施のオプションツアーはインターネット等で明示します。
(2) オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人である旨をインターネット等で明示した場合には、当社は当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第21項(特別補償)で規定する責任に対しては、当社は前項の規定に基づき損害賠償金を支払いません。ただし、当該オプションツアーの履行にかかわる企画者の責任およびお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーが履行される現地法人および当該企画者の定めによります。
(3) 当社は、インターネット等で「単なる情報提供」として可能なツアー等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なツアー等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項(特別補償)の規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

24. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①②を除き旅行代金を追加または記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。ただし、当該変更事項について当社に第20項(当社の責任)が発生することが明らかなる場合には、変更補償金としてでなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。
①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
(ただし、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブック)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)
ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
イ 戦乱
ロ 暴動
工 官公署の命令
ウ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によるない運送サービスの提供
ク 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
②第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる場合、当社は変更補償金を支払いません。
(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社が①②の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第10項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また1件の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満である時は当社は変更補償金を支払いません。
(3) 当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第20項(当社の責任)が発生することが明らかになった場合には、お客様が当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければならない場合があります。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。
(4) 当社は、お客様が同意された場合、同価値以上の物品・旅行サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いにかえさせていただくことがあります。

○変更補償金

Table with 3 columns: 変更事由(事由) / 変更事由(事由) / 変更事由(事由)

Table with 3 columns: 変更事由(事由) / 変更事由(事由) / 変更事由(事由)

- 注1： 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるを「確定書面」と読み替えて、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との相違または確定書面の記載内容と契約に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注2： ③または④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
注3： ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合にのみ適用します。
注4： ④(7)に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2015年4月10日を基準としています。また旅行代金は、2015年9月1日以降に発する旅行サービスに適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。

26. 個人情報保護に関する事項

- 個人情報保護方針
当社として、お客様をはじめ、当社に関わりのある方々を特定できるような情報、すなわち個人情報、保持が、かつがその重要な財産となっています。また、この大切な個人情報、その秘密が保持され、正しく安全に取り扱われることが社会的に要求されています。当社は、そのような社会的義務にふさわしく、Japan Travel企業旅行顧客の個人情報に関する「個人情報保護に関する法令を遵守して、個人情報の保護を以下の基本方針に従って適切に行います。
1. 当社は、個人情報をお知らせした利用目的の範囲内で取り扱います。また、当社がご提供いただいた個人情報を、ご本人様の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または提供いたしません。
2. 当社は、個人情報保護法および関連するその他の法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。また、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、役員および従業員に周知、遵守徹底に努めるとともに、継続的に改善して常に最新の状況を維持してまいります。
3. 当社は、個人情報と適切かつ慎重に保護・管理し、漏洩、滅失または毀損等の危険を防止するために、技術および管理の両面から適切かつ合理的な安全対策の実施に努め、またその見直しを継続的に実施してまいります。万が一にも個人情報の漏洩、滅失または毀損が起きた場合には、ご本人様に速やかにその旨をお知らせするとともに、相応の対応処置や是正処置を行ってまいります。
4. 当社は、ご本人様からの個人情報に関する開示等のご請求、および苦情やご相談に迅速に対応いたします。

制定日 2015年4月10日
改定日 2016年2月1日
代表 滝田 隆雄

【個人情報お問い合わせ窓口】
Japan Travel お客様相談室
[教習店] ☎0770-47-6617
平日10:00～19:00 土曜日10:00～17:00
(日・祝日は休業)

個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の利用目的
当社は、ご旅行、またはご旅行に関する保険等のお申込みの際に提出いただいた申込書(申込フォーム)に記載または入力された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいたご旅行において運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの手配および受領、ならびに保険関連サービスの提供業務のために必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、将来より良い旅行商品の開発をするためのアンケート分析や、当社および当社が提供する企業の商品やサービスのご案内等をお客様にお届けする目的、あるいは、ご旅行参加後のご感想の提供のお祝いや特典サービスの提供等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。いずれの場合でも、個人情報をご本人へご提供されるか否かについては、お客様ご自身で選択できるものですが、ご提供しだせない個人情報が、お申込みになるサービスの手配に必要不可欠なものである場合、当社の商品・サービス等をご利用いただけないことがありますのでご了承ください。
※当社は、ご旅行のお申込み等にあたり、お客様よりご提供いただいた個人情報の一部を個人データとして保有いたします。

- 2. 個人情報の提供
当社は、以下の別列事項を除き、個人情報をお客様の承諾なしに第三者に提供することはありません。
(1) お客様の同意がある場合
(2) 法令に基づく場合
(3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
(4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
(5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
(6) 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託するとき
3. 個人情報の開示等
当社は保有するお客様の個人情報についてはお問い合わせ、開示、削除もしくは消去、内容の訂正、その利用の停止または第三者への提供の停止等をご希望の方は、必要な手続きについてご案内いたしますので、当社お問い合わせ窓口までお申し出ください。法令

および当社規定に従い、合理的な期間内にご希望の内容に対応し、その結果をご本人に通知いたします。また、ご希望の一部または全部に応じられない場合は、その理由をご説明いたします。

- 4. その他の事項
*本「個人情報保護方針」は、Japan Travelの日本国内における個人情報の取り扱いに関するものです。当社の国内関係会社、および海外現地法人は対象としていません。
*16歳未満のお客様は、保護者の方の同意を得た上で、個人情報を提供いただけますようお願いいたします。
*当社では、お客様の個人情報保護をより適切に管理するため、または、関係法令の変更に伴い、「個人情報保護方針」を改定することがあります。

制定日 2015年4月10日
改定日 2016年2月1日

27. 通気契約の旅行条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の広帯の会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約(以下「通気契約」といいます)を締結することがあります。通気契約による旅行条件も本旅行条件に準拠いたしますが、一部取り扱いの異なるものとして、以下に異なる点のみをご案内いたします。
(2) 本項でいう「カード利用日」とは、お客様または当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払いまたは払戻金額を履行すべき日をいいます。
(3) 通気契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお客様からのお申込みを承諾したときに成立するものとします。郵便、その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
(4) 当社は、提携会社のカードにより所定の広帯の会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いをお客さまに請求する。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容とお客さまに承諾した日とします。郵便、その他の通信手段によるお申込みによりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客さまに通知した日とします。ただし、第16項より当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日および方法により当該費用をお支払いいたします。
(5) 当社は、お客様の所有するクレジットカードが無効であるまたは無効になり、お客様が旅行代金・取消料の一部または全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断りまたは旅行契約を解除することがあります。

28. その他

- (1) お客様が個人的な買入れ、買ひ物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の病気、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配を依頼した諸費用が生じたときには、これらの費用をお客様が負担いたします。
(2) お客様の便宜をはかるとともに土産物店等にご案内することがあります。お買ひ物に際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。
当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。免税払いがある場合は、ご購入品をお客様ご自身でご利用いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認の上、お客様ご自身で行ってください。フアンツ/家約や国内誌発により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
(3) 当社がいたる場合旅行の企画はいたしません。
(4) 子供料金および幼児料金は、アメリカなどによって規定が異なります。
(5) 当社が旅行契約による旅程を管理する責任を負いますが、日本発着の日等については、日程表に記載している出発空港を出发(集合)してからの、当該空域に備蓄(解散)するまでとなります。ただし企画書面にて別途、旅程を管理する義務を負う範囲を定めた場合は、この限りではありません。
(6) 契約に関するお客様と当社との紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法に準拠するものとします。

〈旅行代金の返金に関するご注意〉

当社では、お客様のご都合による取消の場合、および返金しない場合返金による取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。

〈空港諸料・燃油サーチャージについて〉

- (1) 旅行代金には、空港諸料および燃油サーチャージは含まれておりません。(ハノンレット等で輪額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した金額を除く)
空港諸料および燃油サーチャージは、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。
(2) 上記にかかわらず、空港諸料・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には、当該時点における当社発表レートにて再度空港諸料・燃油サーチャージ等を再換算し、上記確定した日本円換算額の差額を追加徴収、返金させていただきます。(ハノンレット等で輪額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの増減による追加徴収および返金いたしません)
(3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合所定の取消料を申し受けます。

〈お申込みの氏名(スペル)の変更および訂正について〉

お申込みの際および申込書の記入および氏名(スペル)はご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りご記入ください。お客様が氏名(スペル)を誤ってお申込みされた場合、航空会社の発給・開示する機内入札訂正が必要になり、所定の取消料をいただきます。また運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合旅行契約を解除し所定の取消料をいただく場合もございます。

お申込み・お問い合わせ
Japan Travel 教習店
福井県知事登録旅行業 第3-215号
(一社)全国旅行業協会 正社員
〒914-0803 福井県敦賀市南島崎3-1
TEL 0770-47-6617
FAX 0770-47-6618
総合旅行業務取扱管理者 滝田 隆雄

総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客さまの旅行を取扱う営業所の取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点がございましたら、ご遠慮なく営業所の取扱管理者にお話しください。

お客様担当者(外務員): 滝田 隆雄